

第32回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成28年11月25日（金曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 94号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 5 | 報告第 95号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 3件 |
| 第 6 | 報告第 96号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 7 | 報告第 97号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 8 | 議案第147号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について | 4件 |
| 第10 | 議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第150号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第12 | 議案第151号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 8件 |
| 第13 | 議案第152号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
(案)について | 1件 |

○出席委員（14名）

1番 橘 澄子 君	2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君
4番 高松 俊男 君	5番 阿部 康德 君	6番 高橋 政寿 君
7番 笛木 眞一 君	9番 武藤 利勝 君	10番 大泉 義明 君
12番 澁谷 洋 君	14番 嶋中 勝 君	15番 鈴木 義次 君
16番 佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

■番 ■■■■■ 君

○欠席委員（3名）

8番 佐藤 肇 君	11番 佐藤 徳市 君	13番 山本 志伸 君
-----------	-------------	-------------

○その他出席者

事務局長 村山 裕次 君	振興係長 若松 務 君
主 任 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第32回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時17分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・嶋中君 15番・鈴木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第32回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第94号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第94号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係若松君。

○振興係(若松 務君) はい。

報告第94号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野60線114-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,698㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成19年7月31日。

契約期間は、平成19年7月31日から平成29年11月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月4日であります。

番号2。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字熊牛原野12線東7。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、49,828㎡外6筆、合計の面積は266,531㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成23年12月1日。

契約期間は、平成23年12月1日から平成33年11月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年11月7日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第94号内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第95号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第95号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第95号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員については、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

あっせん申出者、、
さん。

申出面積、23.9ha。

指名年月日、平成28年9月30日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、嶋中委員。

なお、番号2、番号3につきましては、あっせん申出者、指名あっせん委員の内容が同じであるため説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、88.6ha。

指名年月日、平成28年11月1日。

申出の種類、賃貸借。

番号3。

申出面積、4.8ha。

指名年月日、平成28年11月14日。

申出の種類、売買。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、番号1から番号3まで内容3件について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第95号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第96号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第96号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第96号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員。

報告年月日、平成28年10月13日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄193-5。

現況地目、畑。

面積、29,745㎡外9筆、合計面積は239,546.35㎡。

価格、5,333,000円。

譲受人氏名、

さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長である嶋中委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

報告第96号番号1について報告致します。

9月30日にあっせん委員の指名があり、10月13日に甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で磯分内酪農センターにおいて、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成27年度に北海道農業公社が取得した土地を、

さんが借上げ、今年度公社より早期売渡しを受ける案件でありますので、特に調査は行っておりません。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、**番**君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(**君**退席)

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、**、**さん。

あっせん委員長、湊谷委員。

あっせん委員、熊谷委員、甲斐委員、高松委員。

報告年月日、平成27年11月30日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

なお、当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が氏名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人 北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字オソツベツ38-9。

現況地目、畑。

面積、13,843㎡外10筆、合計面積は352,541㎡。

価格、12,059,000円。

一時貸付予定者、**さん**。

続いて、土地の所在、字オソツベツ636-1。

現況地目、畑。

面積、45,657㎡外10筆、合計面積は330,233㎡。

価格、9,524,000円。

一時貸付予定者、**さん**。

合計22筆、合計面積は682,774㎡。

合計の価格が21,583,000円となっております。

番号2につきましては、あっせん委員長である湊谷委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 12番・湊谷君。

○12番(湊谷 洋君) 12番・湊谷。

報告第96号番号2について報告致します。

平成27年11月11日にあっせん委員の指名があり、11月19日に熊谷委員、甲斐委員、高松委員、私と事務局より前中島係長で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、**さん**に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので、11月30日において第2回あっせん委員会を開催し、借受け希望者を調整したところ、**さん**、**さん**に決定しましたが、買受け人の経営の安定を図るため、公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業

現況地目、畑。

面積、1, 220 m²外50筆、合計面積は867, 454 m²。

年間賃貸料は、636, 160円。

借受人氏名、[REDACTED]さん。

賃貸借期間については、公告の日から平成33年9月29日までとなっております。

合計53筆、合計面積は886, 846 m²、年間賃貸料の合計が659, 380円となっております。

番号1につきまして、あっせん委員長である大泉委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉。

報告第97号番号1について報告致します。

11月11日、役場会議室において、第1回あっせん委員会があり、あっせん委員には甲斐委員、佐藤肇委員、嶋中委員と、私が指名され事務局より村山局長、湊谷主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、[REDACTED]さんよりあっせん申出があり、[REDACTED]が買入を実施した農地であり、5年後[REDACTED]より取得予定の[REDACTED]さんと、[REDACTED]さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第97号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第147号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第147号、現況証明願いについて、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第147号について説明させていただきます。

現況証明願いについて、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願いについて議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字オソツベツ 8 1 7 - 2 の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、4, 7 6 9 . 3 7 m²。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、原野。

所有者名は、[REDACTED] さん。

申請者名は、[REDACTED] さん。

調査委員氏名は、熊谷委員、高橋委員、澁谷委員。

調査年月日は、平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日であります。

なお、調査結果につきましては澁谷委員より報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 1 2 番・澁谷君。

○1 2 番（澁谷 洋君） 1 2 番・澁谷。

議案第 1 4 7 号、番号 1 について報告致します。

1 1 月 1 2 日付けで調査依頼がありまして、1 1 月 1 6 日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、熊谷委員、高橋委員と私と事務局からは若松係長と、[REDACTED] の [REDACTED] さんの案内で現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

この土地は、現地調査をした結果、農地採草放牧地以外であることを確認しております。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明したとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、1 2 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第 1 4 7 号内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 1 4 8 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 9。議案第 1 4 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について内容 4 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第 1 4 8 号について説明させていただきます。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移転（設

定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野327-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,896㎡外3筆、合計面積は91,149㎡となっております。

契約の種類、贈与。

権利移転(設定)の理由、譲渡人が経営者に贈与する、譲受人が譲渡人より贈与を受ける。

世帯員又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が3名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が91,149㎡、譲受人が643,293㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○会長(佐瀬日出夫君) 7番・笛木君。

○7番(笛木眞一君) 7番・笛木。

議案第148号、番号1について報告致します。

11月9日に事務局より調査依頼があり、11月12日に現地調査を行ってまいりました。

譲渡人の[REDACTED]さんは、後継者、現経営者である[REDACTED]さんに贈与するための今回の申請となりました。

権利を設定する譲受人の[REDACTED]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しております。

親子での贈与でありますので、これまでも使用貸借により使用してまいりましたので、[REDACTED]さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に使用するか見定めると判断します。

[REDACTED]さんの耕作する面積は約73.4haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、[REDACTED]さんの所有地をそのまま引き継ぐのでこれまで同様に、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野53-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,854㎡外16筆、合計面積は700,501㎡。

契約の種類、使用貸借（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が次男に経営移譲をしたい、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐ。

世帯員、又は構成員につきましては、貸付人が4名となっており、借受人については同一世帯であるため省略いたします。

畑、採放地につきましても、貸付人が700,501㎡となっており、借受人が同一世帯であるため省略いたします。

経営の状況につきましても、省略させていただきます。

なお番号2につきましては、調査を笛木委員に依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

議案第148号、番号2について報告致します。

11月10日に事務局より調査依頼があり、11月12日に現地調査を行ってまいりました。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、後継者であるXXXXXXXXXXさんに使用貸借による経営を移譲するための今回の申請となりました。

権利を設定するXXXXXXXXXXさんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認してまいりました。

家族間での経営移譲でありますので、XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後に、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に利用することが見込めると判断します。

XXXXXXXXXXさんの耕作する面積は70haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、XXXXXXXXXXさんの所有地をそのまま引き継ぐのでこれまで同様に、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野54-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、39,013㎡外12筆、合計面積は382,185㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が長男に経営移譲をしたい、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員につきましては、貸付人、借受人ともに4名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が382,185㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査を笛木委員に依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

議案第148号、番号3について報告致します。

11月10日に事務局より調査依頼があり、11月12日に現地調査を行ってまいりました。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、後継者であるXXXXXXXXXXさんに使用貸借による経営を移譲するための今回の申請となりました。

権利を設定するXXXXXXXXXXさんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認してまいりました。

家族間での経営移譲でありますので、XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に利用することが見込めると判断致します。

XXXXXXXXXXさんの耕作する面積は38.2haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、XXXXXXXXXXさんの所有地をそのまま引き継ぐのでこれまで同様に、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号4。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇虹別原野74-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,019㎡外17筆、合計面積は626,466㎡となっております。

契約の種類、使用貸借(許可日から25年)。

権利移転(設定)の理由、貸付人が長男に経営移譲をしたい、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐ。

世帯員又は構成員、貸付人4名となっております。

貸付人と借受人は、同一世帯であるため省略させていただきます。

畑、採放地につきましては、貸付人が626,466㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号4につきましては、調査を阿部委員に依頼しておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○会長(佐瀬日出夫君) 5番・阿部君。

○5番(阿部康德君) 5番・阿部です。

議案第148号、番号4について報告致します。

11月9日に事務局より調査依頼があり、11月16日に現地調査に行っていました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人のXXXXXXXXXXさんは、長男XXXXXXXXXXさんに経営を移譲し、借受人XXXXXXXXXXさんは、経営の移譲を受け営農を引き継ぐため今回の申請となりました。

権利を取得するXXXXXXXXXXさんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作を行い農作業に常時従事すると認められます。

XXXXXXXXXXさんの農地所有面積は、申請地を含める合計面積が63haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

今回の申請地は、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これら調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については

妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました5番・阿部君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は原案可決されました。

以上をもって、議案第148号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第149号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第149号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

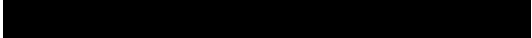
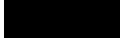
○農地係（湊谷省吾君） はい。

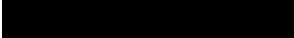
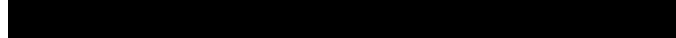
議案第149号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、、さん。

転用者、、さん。

土地の所在、字阿歴内1-3の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、4,531.00㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、D型牛舎の建設・ロール置場の確保。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

D型牛舎680.40㎡、ロール置場1,452.00㎡。

事業費、15,358,000円。

なお調査につきましては橘委員、甲斐委員、武藤委員、佐藤徳市委員に依頼しておりますが、橘委員より調査の結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・橘君。

○1番（橘 澄子君） 1番・橘です。

議案第149号、番号1について報告致します。

11月8日に事務局より調査の依頼があり、11月9日に佐藤徳市委員、武藤委員、甲斐委員と事務局より村山局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料4ページから7ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、借主の[]さんと、貸主の[]さんの土地について、D型牛舎建設とロール置場作業スペースの確保を目的とした転用のため、使用貸借するものです。

この権利を取得する土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

権利を取得する契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についてもD型牛舎建設とロール置場作業スペースの確保には適切な面積と判断致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたします。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました1番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第149号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第150号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第150号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第150号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地については、別紙のとおり 1 件となっております。
番号 1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出年月日、平成 27 年 11 月 30 日。

申出に係る農用地、土地の所在、字オソツベツ 38-9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,843㎡外 21筆、合計面積 682,774㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第 150 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 151 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 12。議案第 151 号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容 8 件を議題と致します。

お諮り致します。

番号 1 から番号 2 まで内容 2 件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 まで内容 2 件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第 151 号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり 8 件であります。

番号 1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野 14 線東 20-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1, 220 m²。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の時期は、平成28年11月30日から平成33年9月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年11月30日。

金額は、年間636, 160円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号1と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字上多和10-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12, 958 m²外1筆、合計の面積が19, 392 m²。

利用権設定等の内容は、普通畑。

金額は、年間23, 220円。

なお、番号1、番号2につきましては、いずれもあっせん案件でありますので改めての現地調査はしておりません。

なお番号1につきまして、合計の面積ですけれども筆数が51筆、面積が867, 454 m²です以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号3についてご説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字西標茶52-1。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、56, 893 m²外7筆、合計の面積は308, 501 m²。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年11月30日から平成29年11月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年11月30日。

金額は、年間900,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号3につきましては、高橋委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・高橋君。

○6番（高橋政寿君） 6番・高橋です。

議案第151号、番号3につきまして報告致します。

11月11日付けで調査依頼があり、11月15日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方要望のため農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料確保ということでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号4について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字オソツベツ953-2。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、2, 453 m²。

利用権設定等の種類は、使用貸借の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成28年11月30日から平成32年6月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年11月30日。

金額は、無償。

なお番号4につきましては、高橋委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・高橋君。

○6番（高橋政寿君） 6番・高橋です。

議案第151号番号4について報告致します。

11月11日付けで調査依頼があり、11月15日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方要望のため賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保ということでした。

この契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4、内容1件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号5について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]

[]さん。

土地の所在、字阿歴内原野南1線145-1。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、48,008㎡外21筆、合計の面積は362,118.26㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年11月30日から平成33年11月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年11月30日。

金額は、年間800,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号5につきましては、武藤委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・武藤君。

○9番（武藤利勝君） 9番・武藤。

議案第151号、番号5について報告致します。

11月10日付けで調査依頼がありまして、11月13日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の要望のため農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料を確保するということでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業会社になっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業には構成員全員が常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号6について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在は、字虹別原野 60 線 114-1。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、48,698㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成 28 年 11 月 30 日から平成 38 年 11 月 29 日まで。

土地の引渡時期は、平成 28 年 11 月 30 日。

金額は、年間 150,900 円。

支払方法は、毎年 11 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号 6 につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 7 番・笛木君。

○7 番（笛木眞一君） 7 番・笛木。

議案第 151 号、番号 6 について報告致します。

11 月 10 日に事務局より調査依頼があり、11 月 12 日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、経営移譲に伴い新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [] さんは、相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の [] さんは、農地を借受け粗飼料の確保をとるということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 6 について事務局の説明、並びに現地調査にあられました 7 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 6 については原案可決されました。

続いて番号 7 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号 7 について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[] さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在は、字標茶534-1の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積は、61,036㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年11月30日から平成33年11月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年11月30日。

金額は、年間160,000円。

支払方法は、毎年8月と12月に半額を現金で支払うとなっております。

なお番号7につきましては、佐藤肇委員に現地調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに、事務局より報告させていただきます。

平成28年11月10日付けで調査依頼がありまして、平成28年11月16日に調査を行っております。

利用権の設定等しようとする農地につきましては、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手方の要望により農地を賃貸するものです。

借主の[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・佐藤肇君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号8について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野12線東7。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積は、49,828㎡外6筆、合計の面積が266,531㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年11月30日から平成33年11月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年11月30日。

金額は、年間826,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号8につきましては、8番・佐藤肇委員に現地調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、届いている調査結果をもとに事務局より報告させていただきます。

平成28年11月10日付けで調査依頼がありまして、11月14日に調査を行っております。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでもあります。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・佐藤肇君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

以上をもって、議案第151号、内容8件は原案可決されました

◎議案第152号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第152号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の（案）について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地長（湊谷省吾君） はい。

議案第152号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業に係る業務委託

契約に基づき作成された農用地利用配分計画（案）について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた農用地利用配分計画（案）については、別紙のとおり1件となっております。番号1。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字標茶684-1の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、3,547㎡外2筆、合計面積は104,719㎡となっております。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、始期平成29年2月23日、終期平成38年10月25日。

土地の引渡時期、平成29年2月23日となっております。

価格につきましては、年間319,000円となっております。

支払方法につきましては、毎年12月10日までに指定口座に振込みとなっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第152号内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第32回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第32回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

（午前11時26分閉会）